2016年4月27日

第4回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

消費者にとっての「加工食品の原料原産地表示」

主婦連合会 佐野真理子

1. 食は生活の基本=消費者の最大の関心事

(2014年度内閣府の消費者意識調査=「消費者行政の推進に関する世論調査」 約7割の消費者が関心のある消費者問題として「食品問題」を挙げている)

2. 消費者が求めているもの

「安全であること」「安心して食べられること」=消費者にとって安全・安心は一体 (「安全」は客観的・科学的根拠を背景にする。「安心」は安全策を含む食品施策に ついて消費者がきちんと把握し、その納得のもとに推進されている状態を指す=東京 都食品安全審議会)

- 3. 「安心」の三大要素
 - ・消費者と生産者との信頼関係
 - ・消費者と食品事業者との信頼関係
 - ・消費者の消費者行政施策への信頼感
- 4. 食品表示の一元化は、長い間消費者が要求(消費者庁設置の大きな背景)
 - 2015 年 4 月に新しい食品表示法がスタート
 - ・その目的は、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保
 - ・基本理念には、消費者の権利の尊重などが謳われている
 - ・積み残した重要課題の一つが「加工食品の原料原産地表示」の実現
- 5. 現在の原料原産地表示をめぐる最大の問題点

「<u>国産と思っていた食品や食材が、海外産・輸入品であり、そのことを消費者が現</u> 行の食品表示から知ることができない」

⇒「消費者の権利」を侵害した状況が放置されている 食料輸入大国・日本にあって、その食品・食材がどこから輸入されたものか、含 有割合によっては、あるいは現行の定義によっては、どこの国で製造されたもの か、それすら知ることができない状態は、消費者の知る権利・選択する権利など <u>がまったくないがしろにされている</u>ことを示している。<u>消費者が適正に正しく判</u> 断して選択しようにも選択できない状態が続いている。

- 6. このような状態は、グローバル化・情報化時代などの要請に逆行
 - ・「地産地消」「倫理的消費(エシカル)」などのライフスタイルを大事にしたい
 - ・国産品を食べることによって日本の農業を応援したい
 - 輸入食品に関する情報をもっと知りたい。
 - ⇒このように考えている消費者が多いのが実態。しかし、<u>原料原産地表示が極めて</u> 不十分なことから、時代の要請に応えられていない。
 - ➡加工食品の原料原産地表示を実現させることの意義
 - ・消費者の権利を尊重(知る権利、選択する権利等=消費者基本法)
 - 正しい情報提供により消費者の誤解を解く契機
 - ・日本の農業を支援・強化させ、自給率の向上にも寄与
 - ・生産者および食品事業者の利益に適合し、総じて、市場のニーズに合致するもの
- 7. そのための私たちの要求
 - (1)原料原産地表示実現の壁となり、表示を複雑にさせている<u>「表示義務対象選定2</u>要件」を廃止し、原則、すべての加工食品を対象にした原料原産地表示の義務化 を図ること。これを原則として、技術的観点から表示が困難な食品については当面、例外規定を設定すること。
 - ■現在の選定2要件とは、

要件 1:原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく 反映されると一般的に認識されている品目のうち、

要件11:製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の割合が50%以上である商品

- ・この2要件に基づき現在22食品群と個別4品目が表示義務対象に
- ・しかし次に挙げた例のように、あまりに複雑・難解・分かりにくい
 - 例:①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実は表示義務対象
 - →しかし、フレーク状や粉末状にしたものは対象外
 - ②ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類ならびにあんは表示義務対象 →しかし、缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品は対象外
 - ③フライ種として衣をつけた食肉・魚介類は表示義務対象
 - →しかし、加熱調理したもの及び調理冷凍食品は対象外
 - ④表示義務の対象でも割合が 50%以上でなければならない

(2)冠食材の原料原産地表示も義務化を図ること。

商品名に名称が付されたものは、その原材料の原産地の表示を義務付ける。

例:商品名が「えびピラフ」の場合は「えび」の原産地名の表示

- (3)外食・ばら売り・通信販売・ネット販売等、<u>販売の多様化にあわせ表示義務化を図ること</u>(外食については現在、ガイドラインなどで運用されているが、整合性がなく不十分なままである)。
- (4)<u>加工食品の原料原産地表示制度を担保する食品トレーサビリティの新設・充実を</u>図ること。

「事故米横流し事件」では今後の再発防止へ向けて「米トレーサビリティ法」が制定されたが、食品トレーサビリティ制度の導入・普及は新表示制度定着への必須要件である。

現行の表示制度は原則的に最終商品を対象にし、<u>加工業者など中間業者に適切な情報が伝わらないと正しい表示が実施されない制度</u>となっている。加工食品の原料原産地表示の実施にあたっては、<u>事業者間取引においても表示の義務化が必要</u>であり、それを担保するためのトレーサビリティ制度の導入が必要。

(5)これら検討にあたっては<u>消費者の意見を幅広く反映させること</u>。 商品選択のために必要な情報が、消費者にとって分かりやすく、正しく、表示されることが必要。

8. 「実行可能性」について

- 事業者の規模によって表示義務を「免除」するべきではない。
- ・実行できないからと言ってあきらめるのではなく、<u>実行するにはどのような行政</u> 支援が必要かを考えていくべき。
- ・<u>消費者にとっては表示こそ商品選択の目安</u>であり、表示の改正・充実こそ、消費者の権利尊重へとつながるものである。<u>加工食品の原料原産地表示の義務化を実現するには、どんな課題をどのようにクリアーすべきなのか、前向きに考えてい</u>くことが重要。

以上